

## 会員総会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本女性科学者の会（以下「本会」という。）の定款第23条第1項の規定に基づき、会員総会の運営に関し必要な事項を定める。

(会員総会)

第2条 会員総会は、すべての正会員をもって組織する。

- 2 会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会の2種とする。
- 3 会長は、定時会員総会を、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催しなければならない。
- 4 会長は、必要と認める場合には、理事会の決議を経て、いつでも臨時会員総会を招集することができる。
- 5 会員総会の議長は、出席した理事の中から選出する。

(招集手続)

第3条 会員総会は、会長が招集する。

- 2 会員総会を開催するには、少なくとも会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び目的を記載した書面又は電磁的方法によって、各正会員に対して開催通知を発しなければならない。
- 3 ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。
- 4 前項の通知は、正会員に対し正会員が届出をしたあて先に発するものとする。

(正会員の会員総会招集権)

第4条 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(出席資格)

第5条 正会員のほか、理事会が必要と認めた者は、会員総会に出席し、又は意見を述べることができる。

(議決権)

第6条 会員総会における議決権は、個人である正会員1名につき1個とする。

(会員総会の会議及び議事)

第7条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議事項)

第8条 会員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において会員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(代理)

第9条 会員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を明示する書類を書面又は電磁的方法により本会に提出しなければならない。

(議事及び報告の省略)

第10条 理事又は正会員が、会員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、会員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を会員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の会員総会への報告があったものとみなす。

(議事録の作成、保管等)

第11条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(規則の改廃等)

第12条 この規則の改廃は、本会の定款第36条によるものとする。

附則

第1条 この規則は、平成26年6月22日開催の第1回定時会員総会で制定し、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この規則の施行の日をもって、日本女性科学者の会「規約」は廃止する。

第3条 この規則は、平成29年4月23日開催の第18回理事会で改定し、同年同日から施行する。